

第9 屋外消火栓設備の設置等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、屋外消火栓設備の設置及び維持に関し、令及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 水源

「第2 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準（以下「屋内消火栓」という。）」2に準ずること。

3 加圧送水装置

「屋内消火栓」3に準ずること。

4 配管

「屋内消火栓」4（（12）を除く。）に準ずるほか、配管の口径は、65A以上とすること。

5 放水圧力

ノズルの先端で放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、「屋内消火栓」5（1）エに準じて減圧弁を設けること。

6 起動装置

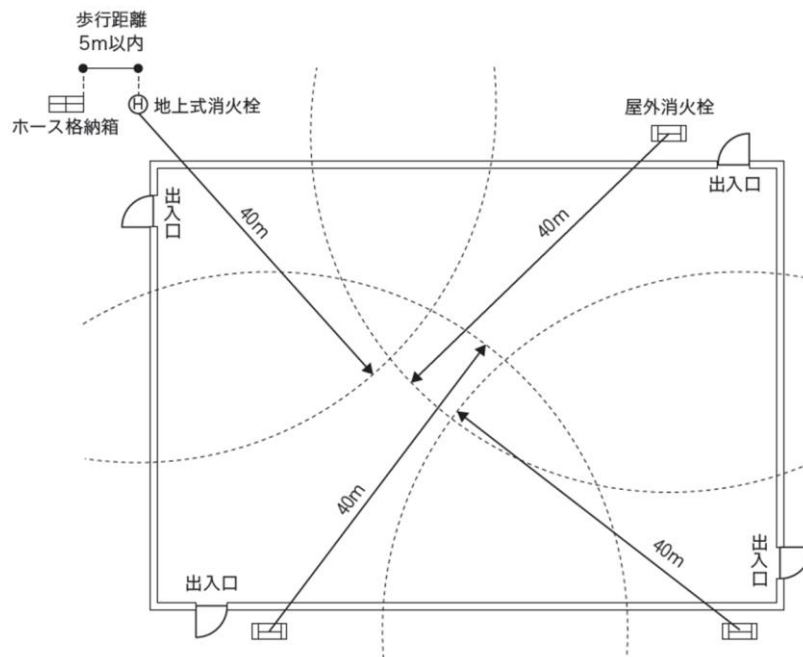
「屋内消火栓」6（（1）ウ（イ）の最低起動圧力値は、0.25Mpaと読み替える。）に準ずること。

7 屋外消火栓箱等

（1）設置場所

ア 原則として庇等がある場合は、庇等下に屋外消火栓箱を設置しないこと。なお、庇等下を避けて屋外消火栓を設置した結果、外壁面に未警戒となる部分が発生した場合は、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。ただし、庇等の2面以上が全開放（開口全面は1m以上の空地を確保した部分をいう。）している場合は、庇等下に屋外消火栓箱を設置することができる。

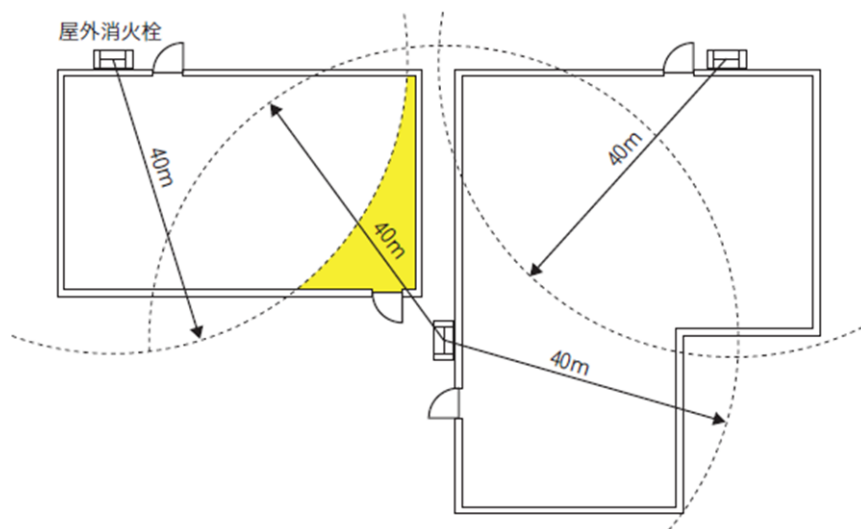
イ 原則として、建築物の出入口付近に設けること。ただし、政令第11条第4項を適用しない場合は、この限りでない。【図1】



【 図 1 】

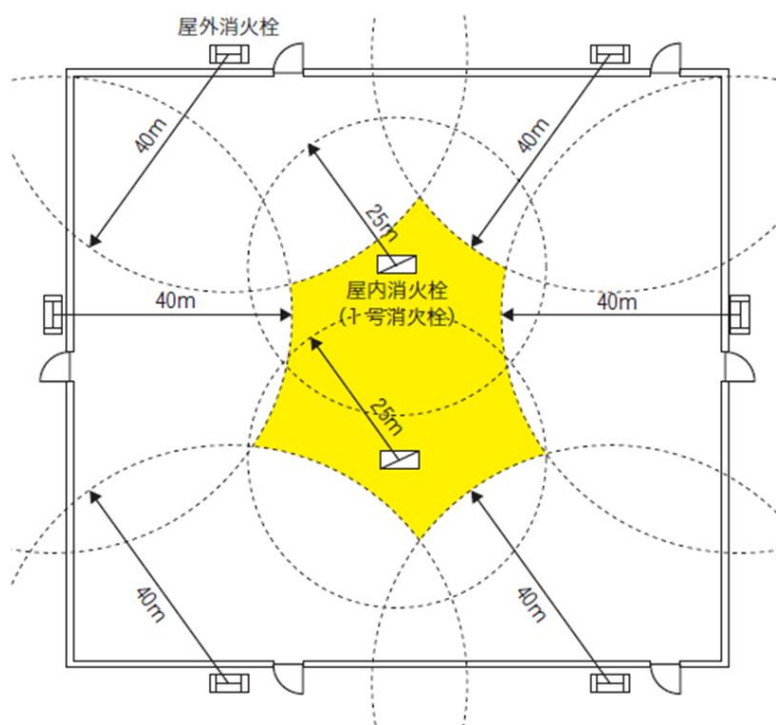
ウ 同一敷地内に複数棟がある場合又は政令第 19 条第 2 項の規定により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。ただし、政令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による有効範囲内にある場合には、この限りでない。

【 図 2 】



【 図 2 】

エ 政令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定により設置した場合において、当該建築物（政令第 19 条第 4 項の規定に該当する部分を除く。）の中央部等に未警戒となる部分（防護漏れとなる部分）が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。【図 3】



【図 3】

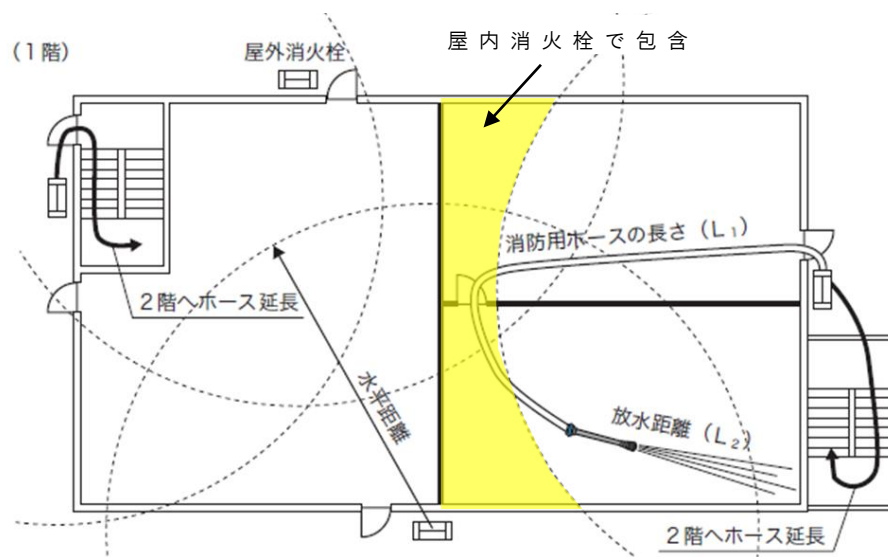
(2) 筒先

ア 筒先は、原則として噴霧切替式のものとすること。

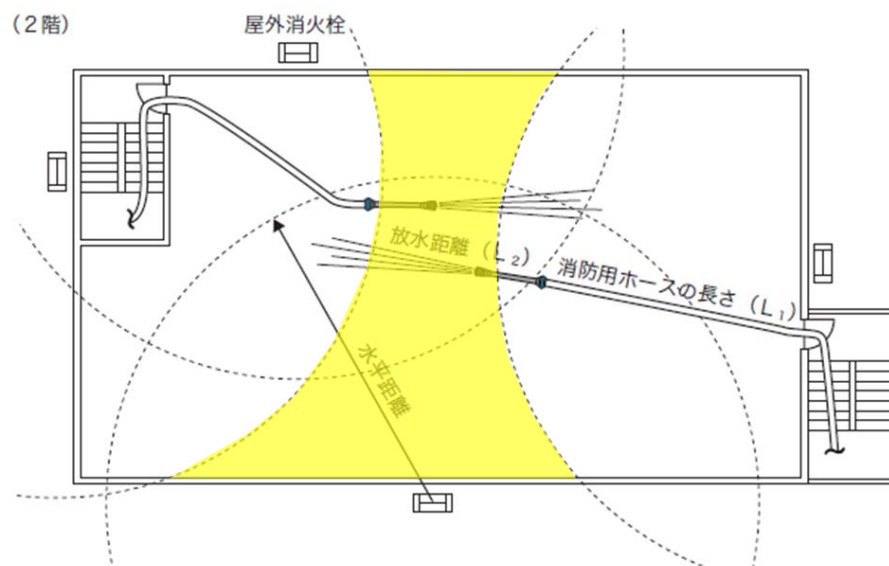
イ 筒先は、認定品とし、口径は呼称 19mm 以上であること。

(3) ホース

ア ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が 40m の範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとする。なお、「各部分に有効に放水することができる」とは、間仕切壁等（くぐり戸のない防火シャッターを含む。）により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること【図 4～6】。この場合の放水距離は、10m とすること。したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。

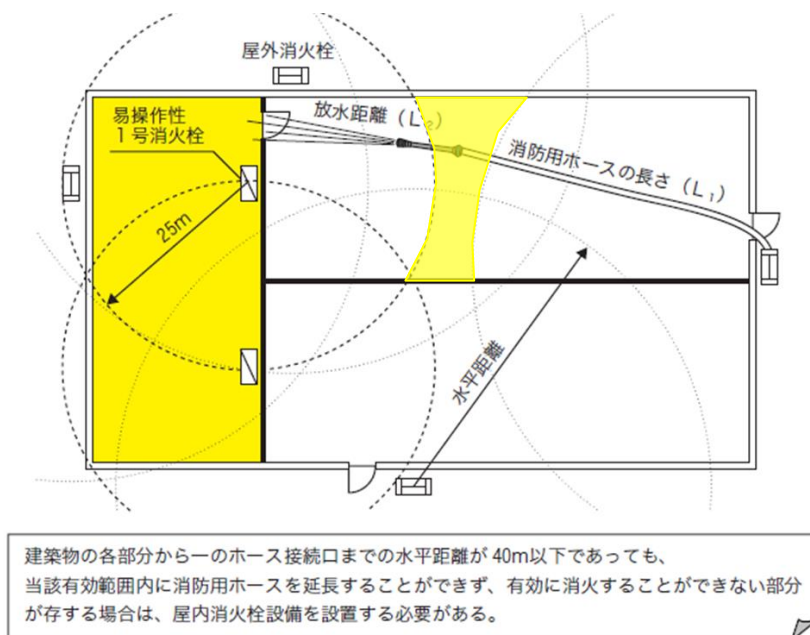


【 図 4 】



政令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、
 $L_1 + L_2$ 以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲をいう。

【 図 5 】



【図 6】

- イ ホースは、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第22号）の呼称50又は65に係る規定に適合したものであること。
 - ウ ホースの両端には、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）の規定に適合した呼称50又は65の差込式結合金具を取り付けたものであること。
 - エ ホースは、二重巻又はハンガー掛等の状態で消火栓箱に収納すること。
- （4）消火栓開閉弁
- 「屋内消火栓」7（3）に準ずるほか、原則として屋外消火栓箱内とすること。（開閉弁の操作が容易にでき、かつ、屋外消火栓箱から5m以内に設けたものを除く。）
- （5）屋外消火栓箱
- 「屋内消火栓」7（4）イからオまでに準ずるほか、雨水等がかかるおそれのある場所に設けるものは、箱内へ雨水等が侵入しない措置を講ずること。
- （6）表示
- ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該消火栓箱の扉表面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。

ウ イの場合、消火栓開閉弁設置位置には、赤地に白文字又は、白地に赤文字で「消火栓」と表示した標識板等を設けること。

エ アからウまでの文字の大きさは、5 c m平方以上とすること。

オ 屋外消火栓箱又は、ホースの格納箱には、使用方法を表示すること。

カ 赤色の灯火を「屋内消火栓」7（5）イに準じて設けること。

キ 位置表示灯が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、規則第22条第3号に規定する加圧送水装置の始動を明示する表示灯（以下この項において「始動表示灯」という。）と兼ねることができる。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。